○国土交通省告示第八百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年四月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ―503	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　V3800―ＤＩ―ＴＩ―ＫＤＰ	吸入負圧：4.0kPa　排気圧力：15.3kPa	株式会社　クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第八百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年四月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＨＣＨＲ―753	前照灯　ＡＬ　173，172	オートモーティブライティングジャパン株式会社　神奈川県横浜市港北区新横浜３―17―５　ＢＥＮＥＸ　Ｓ―２ビル　８Ｆ

○国土交通省告示第八百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年四月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2073	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―CC　FW　LF―DBA2	マツダ　ＤＢＡ―ＣＣＥ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊒Ｇ―2074	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―CC　FW　L3―DBA2	マツダ　ＤＢＡ―ＣＣ３　〃	

○国土交通省告示第八百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年五月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＨＣＲ―645	前照灯　ヴァレオ　X351　ＡＦＳ	ヴァレオジャパン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷５―23―13
㊒ＨＣＲ―646	前照灯　ヴァレオ　X351　ＸＥＮ　〃	
㊒ＨＣＨＲ―746	前照灯　ヴァレオ　L319　ＡＦＳ　〃	
㊒ＨＣＨＲ―747	前照灯　ヴァレオ　L319　HAL　OGEN　〃	
㊒ＨＣＨＲ―748	前照灯　ヴァレオ　L319　ＸＥＮ　ON　〃	
㊒ＨＣＨＲ―749	前照灯　ヴァレオ　L320　ＡＦＳ　〃	
㊒ＨＣＨＲ―750	前照灯　ヴァレオ　L320　ＸＥＮ　ON　〃	

○国土交通省告示第八百五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年五月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2075	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＶＱ37―７Ｊ50Ａ	ニッサン　ＤＢＡ―＊Ｊ50	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第八百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年五月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＨＣＲ―649	前照灯　ヴァレオ　A197	ヴァレオジャパン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷５―23―13

○国土交通省告示第八百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年六月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2077	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＡＡ―２ＡＺＦＸＥ２	レクサス　ＤＡＡ―ＡＮＦ10	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百五十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月四日　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｎ―1096	騒音防止装置　いすゞ　H13―Ｆ826	いすゞ　ＳＦＧ―ＮＪＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＮＫＲ82＊＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＮＬＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＮＭＲ82＊＊、いすゞ　ＳＦＧ―ＮＰＲ82＊＊＊、ニッサン　ＳＦＧ―ＡＪＲ82＊＊、ニッサン　ＳＦＧ―ＡＫＲ82＊＊＊、ニッサン　ＳＦＧ―	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号